

横浜市環境創造審議会 第4回環境影響評価制度検討部会 会議録

日 時	平成21年10月6日 13:30～15:45
開催場所	関内中央ビル 3A会議室
出席委員	相澤貴子、猪狩庸祐、工藤信之、猿田勝美
欠席委員	水野建樹
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	1. 環境影響評価に関する制度のあり方について 2. その他
決定事項	・第3回部会会議録概要を確定する。
議 事	<p>1 第3回部会の会議録概要の確認 第3回部会の会議録概要を確定した。</p> <p>2 環境影響評価に関する制度のあり方について （事務局） 資料2により、環境影響評価制度の運用経緯及び検討の視点について説明。 （猿田委員） 市民や事業者の間に定着したとあるが、制度に対する理解など、何が定着したのかわかりやすく表現した方がよい。 （相澤委員） 横浜市の大きな課題とあるが、横浜市には多くの課題があり、環境に関する課題と書かないとわかりにくい。 （猪狩部会長） 環境に関することと明確になるよう、事務局で整理すること。 （猿田委員） 検討の視点として、環境配慮が一層進められる制度とあるが、アセス制度だけでそれが可能なのか。 （猪狩部会長） ここは事業アセスのことを言っているのではないか。戦略アセスを扱うと視点が異なってくる。 （事務局） 早い段階からの環境配慮に関する議論のことである。</p> <p>（事務局） 資料2により、早い段階からの環境配慮について説明。 （猿田委員） 事前配慮の制度の考え方について、様々な熟度の計画に対応できる手続とは何を意味しているのか。 （猪狩部会長） 計画の熟度としては、構想段階、基本計画の段階、実施段階がある。 （猿田委員） 構想段階から何らかの手続をさせる制度なのか。SEAも含めて検討していくのか。</p>

(事務局)

どの段階で行うのが効果的かというと、事業アセスに近い段階では計画の修正は限られるので、ある程度計画に柔軟性がある段階が望ましい。ただし、SEAでは社会、経済的な判断も求められて難しいので、環境影響だけに絞って手続を行う。

(猪狩部会長)

適正な範囲とは環境影響だけに絞ることを意味するのか。

(事務局)

SEAについては継続して検討していく。

(猪狩部会長)

事前配慮は事業計画の立案に当たってとなっているが、基本条例の第21条に基づいて位置づけた方がよい。そうすれば、ここでいう事業計画は事業アセスの範囲内であり、構想段階はSEAの問題であることがはっきりする。

(事務局)

基本条例での位置づけについては記載方法を工夫する。

(工藤委員)

SEAに対する考え方について、現状、課題、考え方などと整理するとわかりやすい。

(猪狩部会長)

そこまで分析できていないのではないかと。また、今後の検討にあたって情報収集する事として、運用状況だけでなく制度化の動向についても入れること。

早い段階の環境配慮としての適正な範囲と、様々な熟度の計画に対応できる手続については、委員の意見を踏まえわかりやすく整理して欲しい。

(相澤委員)

早い段階からの環境配慮の必要性の部分で、事業者が市民とのコミュニケーションを通して環境情報を入手するとある。一方で、事前配慮の課題の部分では、市が十分な環境情報を持っていないとあるが、市民は情報を持っているが市は持っていないということか。

(事務局)

市は、自然度の高い地域での調査などは行っているが、現時点での全市的な環境情報は持っていない。地域によっては、住民の方が情報を持っている場合がある。

(相澤委員)

事前配慮の手続で、市はどのように関与するのか。

(猪狩部会長)

ここは、市民が環境情報を提供する形で参加することが書かれている。本来なら、市がある程度環境調査をして情報提供する必要があるが、現状では具体的な環境情報を十分に把握できていない。

(相澤委員)

環境影響評価条例では市が技術的な基準を定めるとしているのに、情報を持っていないのは問題であると指摘されるのではないかと。

(猪狩部会長)

その点は以前から指摘されているが、アセス制度だけではなく環境管理計画の課題でもある。

(事務局)

資料2により、環境影響評価の審査等の手続について説明。

(猪狩部会長)

第2回部会の資料では、スクリーニング手続は無くてもよいのではないかということだったが、やはり個別に判定することが必要だと思う。

(猿田委員)

事業の規模だけでなく、事業の特性や内容によって、地域性をみて判断する必要があるので、スクリーニングは必要である。ただし、判断の見極めが大切である。

(猪狩部会長)

判断の方法として、審査会の答申を受けて市長が意見を述べるスクリーニング手続が制度として必要である。また、判定が行政処分につながる場合は、判定基準が明確であるべきことを考慮する必要がある。

(事務局)

事前配慮と連動させて効率的な手続にしたい。

(猿田委員)

方法書の手続について、方法書段階では事業の具体的な内容が確定していないとあるが、確定していないなら内容の変更が可能と考えられる。SEAとの区別がつかないのではないか。

(猪狩部会長)

方法書段階では工事の手法などの不確定な要素があるということであり、文章を整理して欲しい。

(猿田委員)

準備書及び評価書の手続の見直しについて、準備書段階で審査を集中的に行うとあるが、今まで十分行っていなかったように受け取られる。

(事務局)

準備書と評価書の二段階で審査してきたものを、準備書段階でまとめて行うことを意味している。

(猿田委員)

準備書段階で集中的に審査を行うなどとすべきである。

(猪狩部会長)

準備書段階で十分な審査ができるよう、事業者は事業内容を明確にする必要があるので、その点を追加して欲しい。

(猿田委員)

事後調査の手続について、現在は、報告書の提出について事業者が公表することを規定しているのか。

(事務局)

事業者が自主的にホームページ等に掲載している例はあるが、条例等に規定はしていない。

(猪狩部会長)

排ガスの規制等で、法律で報告が義務づけられているものもあるが、アセスの事後調査報告はそれらとは別のものである。アセスの事後調査報告に求められる内容

がわかるように書いて欲しい。また、現状と課題のような小見出しをつけるとわかりやすい。

(工藤委員)

準備書及び評価書の手続について、市民意見提出の機会や機能を損なわないとあるが、機能とはどういう意味か。

(事務局)

現在は、準備書に関する市民の意見書に対する事業者の見解が評価書に記載されるので、市民はその事業者見解を見て意見書を提出できる。この機能を維持したいという意味である。

(猪狩部会長)

意味がわかりやすいように表現を工夫して欲しい。

(事務局)

資料2により、対象とする事業について説明。

(猪狩部会長)

土壤汚染対策法については施行予定の段階なので、中間報告の時点によって表現を整理する必要がある。汚染土壌の処理は住民の関心も高く、この程度の指摘は必要だと思う。

(猿田委員)

高層建築物について、緑地が確保されるようにアセスの対象規模を見直すのか。

(事務局)

高度地区によって第2分類事業を適用していない地区もある。現状の高さ、延べ床面積の要件を基本としつつも、最高高さが指定されている地区は見直しを検討する。

(猿田委員)

高度利用が進まない、緑のオープンスペースが確保されないという課題と、要件を見直すこととのつながりがよくわからない。

(猪狩部会長)

表現を工夫してください。

(猿田委員)

電気工作物について、風力発電の可能性はないのか。

(猪狩部会長)

横浜市は低炭素社会の構築を掲げているが、地域特性から考えて建設の可能性がなければよいと思う。

(事務局)

資料2により、環境影響評価項目及び環境影響配慮項目、その他環境影響評価制度に関する事項について説明。

(猪狩部会長)

事前配慮をアセス制度に組み込む場合に、配慮事項から評価項目にする項目として何があるか。

(猿田委員)

配慮事項には概ね必要な項目が入っている。

(事務局)

予測評価の手法がある程度確立されているものとして、現時点では温室効果ガスを考えている。

(猪狩部会長)

定量的に評価できなくても、定性的に評価できるものは取り込んでおいたほうがよい。

(事務局)

具体的には、アセスの審査会に諮って意見を聴きながら検討する。環境創造審議会の段階では温室効果ガスのみを提案する。

(相澤委員)

市民とのコミュニケーションの観点からも、問題となるキーワードが書いてあることが重要である。

(猪狩部会長)

長期未着手事業については、時間的な経過で対象にするのがわかりやすい。行政指導ではなく、条例で協議を義務づけることが重要である。

(工藤委員)

少なくとも一定期間を経過した事業とあるが、具体的に期間を記載しないなら、少なくともとは書かない方がよい。

(猿田委員)

都市計画手続との関係では調整をどう適切に行っていくかが大切である。

(猪狩部会長)

手続上の事業者に代わって事業を行う者の位置づけについては、何らかの制度化を検討してもらいたい。

図書等の電子化について、当面は電子媒体と紙媒体が併用されると思うが、何が原本なのか問題となることがある。電子公開するなら、情報管理をしっかりする必要はある。電子媒体情報の管理規定の必要性についても記載して欲しい。

(猿田委員)

図書の原本は何かを明確にすべきである。

(猪狩部会長)

インターネットでダウンロードできるようになると、加工して悪用される懸念がある。

(工藤委員)

公開性を高める観点からは電子公開の推進の検討が必要であるとしているが、その前には情報提供を随時行っていると記述されているので、公開の方法を検討するとした方がよいのではないか。

(事務局)

現在は図書の概要のみの公開となっているので、今後、図書全てを公開することの検討が必要と考えている。

(猪狩部会長)

電子公開の方法を検討すべきという方が明確である。

	<p>(事務局) 資料2により、環境影響評価法等との関係について説明。</p> <p>(猿田委員) 神奈川県とは何について調整を行うのか。</p> <p>(事務局) 神奈川県は、県条例の適用の除外を事業種毎の判断としている。例えば市の条例で対象事業の要件を緩和すると、県条例でアセスを行わなければならない可能性がある。</p> <p>(猪狩部会長) 本日の委員の意見を踏まえて、部会長が事務局と調整して部会報告を確定する。</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料 会議次第 資料1 第3回環境影響評価制度検討部会の会議録(案) 資料2 環境影響評価に関する制度のあり方について 部会中間報告(案) 資料3 検討スケジュール(予定) 参考資料 環境影響評価条例の手続フロー図等</p> <p>2 特記事項 次回の日程は後日調整</p>